

第11回 「京都市路上喫煙等対策審議会」 議事次第

開催日	平成25年12月19日(木)
時 間	午後1時30分から
会 場	職員会館かもがわ 3階 大多目的室

1 開会あいさつ（文化市民局長）

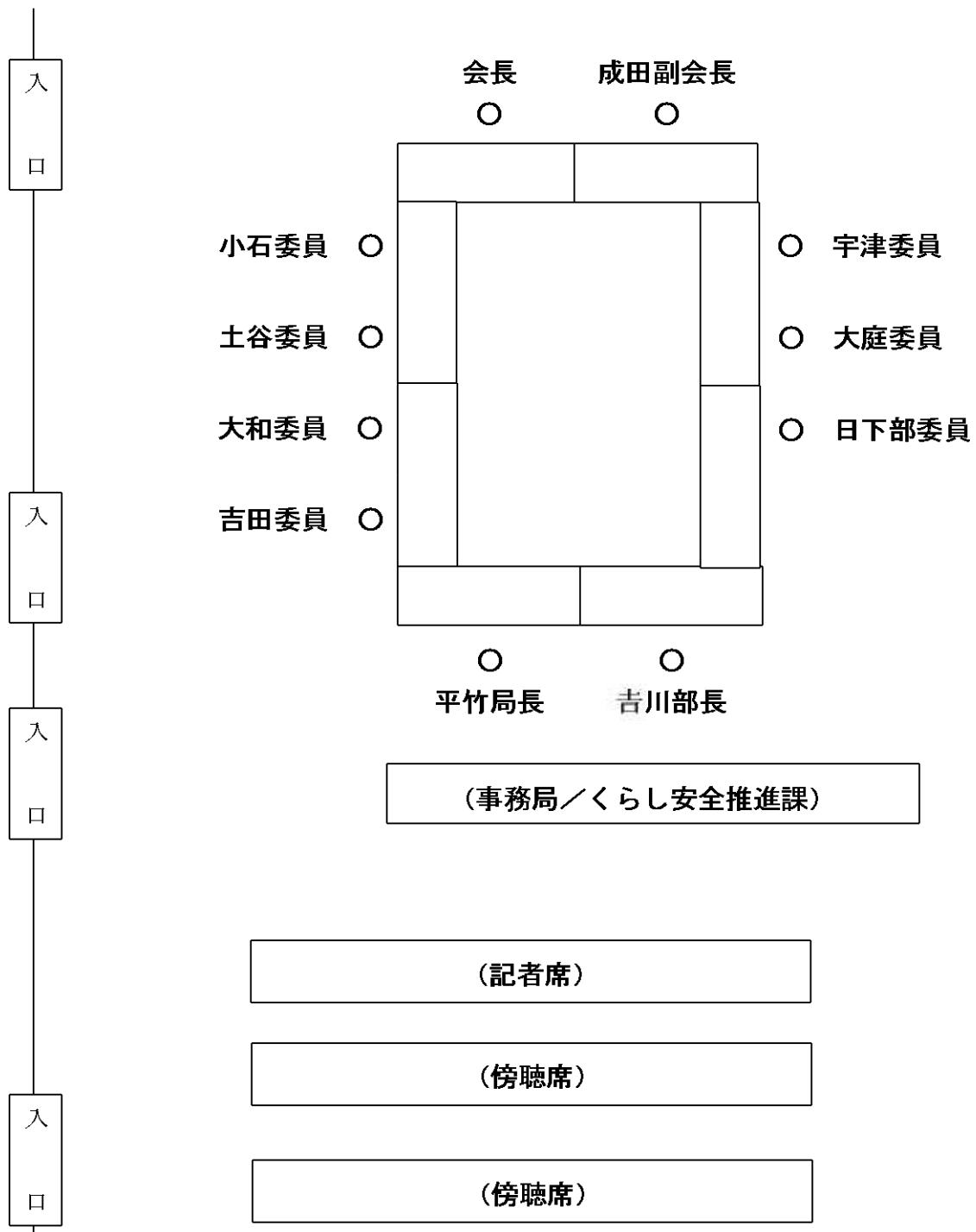
2 会長の選出

3 報告案件

- (1) これまでの路上喫煙対策の取組について
- (2) 「たばこマナー向上活動団体」制度のモデル実施について
- (3) その他

4 閉会あいさつ（市民生活部長）

配 席 図



京都市路上喫煙等対策審議会 委員名簿

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
副会長	成田 秀樹	京都産業大学法学部教授
委員	宇津 克美	京都商店連盟会長
"	大庭 純子	市民公募委員
"	日下部 潔	京都市中学校P T A連絡協議会副会長
"	小石 玖三主	京都市市政協力委員連絡協議会代表者会議代表副幹事
"	土谷 美知子	洛和会音羽病院呼吸器内科部長
"	大和 舞	市民公募委員
"	吉田 雄大	弁護士

第11回「京都市路上喫煙等対策審議会」

配 布 資 料

配 席 図

京都市路上喫煙等対策審議会 委員名簿

資料1	京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例・施行規則	… P. 1
資料2	これまでの路上喫煙対策の取組について	… … … P. 9
資料3	周知啓発について	… … … … P. 15
資料4	過料処分件数について	… … … … P. 19
資料5	路上喫煙率について	… … … … P. 21
資料6	喫煙場所の設置について	… … … … P. 23
資料7	「たばこマナー向上活動団体」制度のモデル実施について	… P. 27

資料 1

平成 19 年 6 月 1 日

条例第 2 号

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、路上喫煙等の禁止等により、路上喫煙等による身体及び財産への被害の防止並びに健康への影響の抑制を図り、もって市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙等 道路等（道路等を管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所を除く。）において、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車（同法第 3 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内においてこれらの行為を行うことを除く。
- (2) 道路等 道路、公園その他の公共の場所（室内及びこれに準じる環境にあるものを除く。）をいう。

(本市の責務)

第 3 条 本市は、路上喫煙等の禁止等に関する施策を実施するとともに、路上喫煙等の禁止等に関する市民等及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第 4 条 市民等は、路上喫煙等をしないよう努めなければならない。

2 市民等及び事業者は、路上喫煙等の禁止等に関する本市の施策に協力しなければならない。

(路上喫煙等禁止区域の指定)

第 5 条 市長は、市民等の身体及び財産への被害を防止し、並びに市民等の健康への影響を抑制するため特に路上喫煙等を禁止する必要があると認められる区域を路上喫煙等禁止区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、期間又は時間を限って行うことができる。

3 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、第 7 条に

規定する審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、路上喫煙等禁止区域を指定したときは、これを告示するとともに、当該路上喫煙等禁止区域内の見やすい場所に、別に定めるところにより標識の設置又は標示をしなければならない。

5 路上喫煙等禁止区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。
(路上喫煙等禁止区域における路上喫煙等の禁止)

第6条 何人も、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等をしてはならない。

(審議会)

第7条 路上喫煙等禁止区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第8条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第10条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第11条 第6条の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の規定は、市規則で定める日から施行する。（平成20年3月27日規則第74号で平成20年6月1日から施行）

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(路上喫煙等監視指導員)

第2条 路上喫煙等の禁止等に係る啓発活動、路上喫煙等禁止区域における指導、条例第11条に規定する過料（以下「過料」という。）の処分及び徴収（以下「過料の処分等」という。）その他の路上喫煙等の禁止等に関する事務を行わせるため、路上喫煙等監視指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 指導員は、市長が任命する。

3 指導員は、路上喫煙等の禁止等に関する事務を行うときは、路上喫煙等監視指導員証（第1号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(過料の処分等に係る権限の委任)

第3条 市長は、指導員に過料の処分等に係る権限を委任する。

2 市長は、必要があると認めるときは、過料の処分等に係る事務を自ら執行する。

(標識の様式)

第4条 条例第5条第4項に規定する標識の様式は、第2号様式による。

(審議会の会長及び副会長)

第5条 京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は、文化市民局において行う。

(審議会に関する補則)

第8条 この規則に定めるものほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(過料)

第9条 過料の額は、1,000円とする。

2 過料の処分に係る地方自治法第255条の3第1項の規定による告知及び弁明の機会の付与は、路上喫煙等に係る過料に処する旨の告知書（第3号様式）により行うものとする。

3 過料の処分の通知は、路上喫煙等に係る過料処分決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(補則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月24日規則第47号）

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日規則第75号）

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第99号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

写真	所 属
	氏 名
年 月 日生	
上記の者は、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第2条第1項に規定する路上喫煙等監視指導員であることを証明します。	
年 月 日	
京都市長 印	

第2号様式（第4条関係）



備考 たばこの図柄（火が付いていることを表す部分を除く。）は黒色、煙の図柄は青色、文字及び地は白色、その他の部分は赤色とする。

第3号様式（第9条関係）

路上喫煙等に係る過料に処する旨の告知書

様	路上喫煙等監視指導員	印
住所	告知の年月日	年　月　日
電話　　—		

あなたは、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第6条に違反して、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等を行ったので、同条例第11条及び京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第9条第1項の規定により金1,000円の過料に処せられることとなります。		
違反行為の日時	年　　月　　日	時　　分
違反行為の場所	京都市　　区	
この処分に先立ち、地方自治法第255条の3第1項の規定により、次のとおり弁明の機会を付与します。		
弁明の方法	弁明を記載した書面の提出	
提出先		
提出期限	年　　月　　日	

注1 あなたに代わって、弁明の手続に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合は、委任状の写しを提出してください。また、代理人がその資格を失った場合も、その旨を書面で届け出ください。

2 期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。

第4号様式（第9条関係）

路上喫煙等に係る過料処分決定通知書

様	路上喫煙等監視指導員 印
住所	通知の年月日 年 月 日
電話 一	

あなたは、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例第6条に違反して、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等を行ったので、同条例第11条及び京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則第9条第1項の規定により金1,000円の過料に処します。

違反行為の日時	年 月 日	時 分
違反行為の場所	京都市 区	

備考1 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

2 第3条第2項の規定により市長が自ら事務を行う場合は、この様式中「路上喫煙等監視指導員 印」とあるのは、「京都市長 印」とする。

資料 2

これまでの路上喫煙対策の取組について

19年 6月 1日	「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」を施行
19年 7月 1日	(路上喫煙等監視指導員を採用)
19年 8月 10日	諮問1 「路上喫煙等禁止区域の指定について」
19年 9月 19日	答申1 「路上喫煙等禁止区域の指定について」
19年 11月 1日	「市内中心部10路線」(約7.1km)を「路上喫煙等禁止区域」に指定
20年 2月 19日	諮問2 「過料の金額及び徴収開始時期について」 答申2 「過料の金額及び徴収開始時期について」
20年 6月 1日	過料1千円の徴収を開始
21年 11月 2日	諮問3 「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」
22年 4月 6日	答申3-1「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」
22年 7月 1日	「市内中心部10路線」を「御池通、河原町通、四条通及び烏丸通で囲まれた地域」に拡大(約9.4km・計16.5km) (路上喫煙等防止啓発推進員を任命)
23年 4月 1日	(路上喫煙等監視指導員を増員)
23年 6月 9日	答申3-2「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」
24年 2月 1日	「京都駅地域」及び「清水・祇園地域」を「路上喫煙等禁止区域」に指定(約10.9km・計27.4km)
25年 1月 15日	「たばこマナー向上活動団体」制度のモデル実施団体(3団体)を認証

平成19年9月19日
答申1「路上喫煙等禁止区域の指定について」(抄)

1 禁止区域の指定の考え方

- (1) 喫煙する自由を制限する「禁止区域」の指定は、周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じる（危険性が高い）と想定される地域に限定すべきである。
- (2) 禁止区域の指定に当たっては、市民等にわかりやすく、明確にその範囲を示し周知でき、かつ、実効性のある取組を進めていくことができる区域とすることが重要である。

2 具体的な禁止区域について

禁止区域を「路上喫煙が行われると、やけど等の被害や健康への影響が生じる危険性が大きい、平日及び休日の平均通行者数がともに1,000人以上ある路線」とし、下記に掲げる路線を指定することを妥当とする。

河原町通（御池通から四条通まで）
新京極通（三条通から四条通まで）
烏丸通（御池通から四条通まで）
六角通（河原町通から寺町通まで）
錦小路通（新京極通から烏丸通まで）

裏寺町通（六角通から四条通まで）
寺町通（御池通から四条通まで）
三条通（三条大橋から烏丸通まで）
蛸薬師通（河原町通から寺町通まで）
四条通（東大路通から烏丸通まで）

3 付帯意見

- ・ 路上喫煙等禁止区域の指定については、市民や観光客に対して十分周知を図るとともに、同区域内において路上喫煙等を行う者に対して路上喫煙をやめるよう徹底した指導を行うこと。
- ・ 喫煙者と非喫煙者の共存を目指す観点から、路上喫煙等禁止区域周辺の適当な場所に、周囲に配慮した喫煙設備を設置すること。
- ・ 今後、多数の通行量がある区域については、必要に応じて路上喫煙等禁止区域に追加指定することを検討すること。

「路上喫煙等禁止区域」（平成19年11月1日～）



平成20年2月19日

答申2 「過料の金額及び徴収開始時期について」(抄)

1 金額

過料徴収による抑止効果及び再発防止効果が十分に期待でき、かつ、過料徴収における違反者間の公平性の確保及び現場での効率的な手続きの観点から現金で徴収できる金額として、過料の金額は1千円とすることが妥当である。

2 徴収開始時期

平成19年6月1日の条例制定から1年、同年11月1日の禁止区域指定から約半年の節目であり、過料の金額及び徴収開始時期の周知期間として十分な期間が確保でき、更には、春の観光シーズンによる混雑を避けられることから、徴収開始時期は平成20年6月1日とすることが妥当である。



平成22年4月6日

答申3－1 「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」（抄）

1 具体的な禁止区域について

禁止区域周辺での路上喫煙者を減少させることができるとともに、これまで以上に市民等にわかりやすく、明確にその範囲を示し周知でき、取組の広報効果を高めることができる区域として、京都市が提示した案のとおり指定することを妥当とする。

◎京都市案

河原町通、四条通、烏丸通、御池通で囲まれた本市が管理する道路

ただし、京都市案の囲まれた範囲内にある、誰もが通行でき、広く一般に開放されている私有地については、禁止区域の指定に関して、京都市が土地所有者等に説明し、理解が得られる場合には、適時指定するものとする。

2 今後の路上喫煙対策のあり方について

- ・ 禁止区域に指定することによって、高い広報効果が期待できる区域の選定に向けた調査、検討を行うこと。
- ・ 路上喫煙対策を実施する住民団体等と緊密に連携を図り、地域の自主的な活動を支援すること。

「路上喫煙等禁止区域」（平成22年7月1日～）



平成23年6月9日

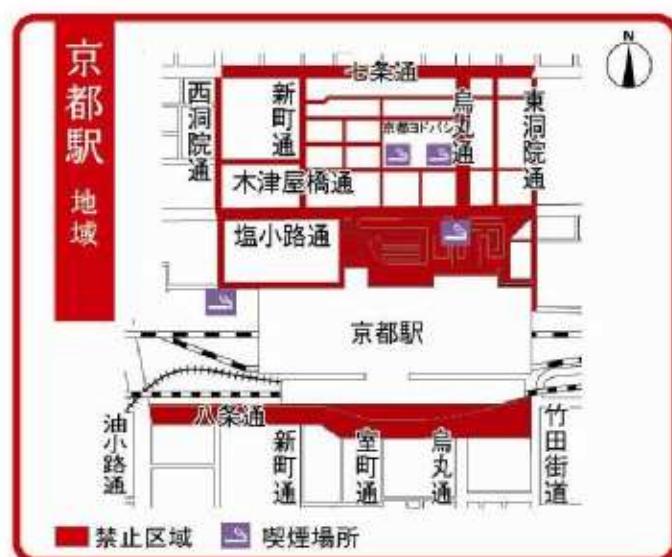
答申3－2 「新たな路上喫煙等禁止区域の指定について」（抄）

「京都駅周辺」及び「清水・祇園周辺」地域を禁止区域に指定することを適當と判断する。

より多くの市民及び観光旅行者等が「路上喫煙はいけない。」との認識を共有し、路上喫煙等に対する意識及び喫煙マナーの向上が図られることはもとより、京都市全域において喫煙者と非喫煙者がともに快適に過ごせるようになることを期待するものである。

なお、禁止区域の指定に当たっては、市民はもとより観光旅行者等に対して、きめ細かな啓発を行う必要があるため、十分な周知期間を設けるべきである。

「路上喫煙等禁止区域」（平成24年2月1日～）



周知啓発について

「路上喫煙等の禁止等に関する条例」の趣旨や「路上喫煙等禁止区域」などについて、ポスター等の啓発物や路面標示等による標示、啓発事業や観光雑誌などにより、市民や観光旅行者等に対し周知啓発するとともに、住民団体や事業者に協力依頼してきた。

本年度、同志社女子大学生の皆さんに委託し、路上喫煙に関する市政広報動画を制作し、平成25年11月から京都市公式チャンネル「きょうと動画情報館」(ユーチューブ)に掲載している。

1 啓発物

(1) ポスター (B3)

市内全域



路上喫煙等禁止区域



(2) チラシ (A4)



(3) その他 (ポケットティッシュ、蛍光ペン、うちわ、クリアファイル、など)

2 標示

(1) 路面標示 (30cm × 30cm)



(2) 路面シート (30cm × 40cm)

禁止区域

禁止区域以外



(3) 立看板 (40cm × 177cm)



(4) ステッカー (15cm × 45cm)



(5) 観光案内サイン（路上喫煙等禁止区域が地図では色塗られている）



(6) 駅電光掲示（地下鉄烏丸御池駅・三条駅）
地下鉄東西線烏丸御池駅ホーム



3 啓発活動

(1) 各区ふれあいまつり

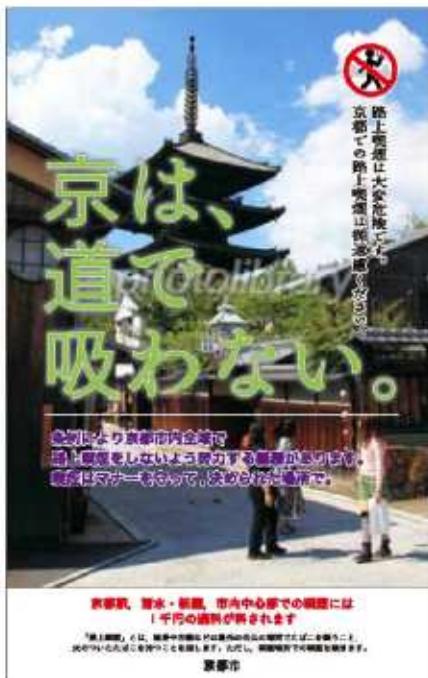


(2) 四都市（京都・大阪・堺・神戸）合同啓発



4 観光雑誌等

(1) 観光雑誌 (季刊KYOTO)



(2) 観光パンフレット (岡崎手帳)



(3) ホームページ (京都市情報館・京都市観光協会)

京都市:路上喫煙はやめましょう！

1/7 ページ

京都市情報館

最新情報: ニュース一覧 京都市の魅力 公表 路上喫煙禁止 路上喫煙はやめましょう!

路上喫煙はやめましょう!

ページ番号:14498 | ページを共有する | ブックマーク | 2011年11月26日

路上喫煙は大変危険です。京都での路上喫煙は御遠慮ください。

京都市では、路上喫煙等の禁止等に関する条例を、平成23年6月1日から施行しています。

路上喫煙は、大変危険です。

路上喫煙は、やめましょう!

京都市では、条例により
市内全域で路上喫煙を
しないよう努力する義務を
課しています。

また、市内全域での違反者には、1,000円の過
料を科しています。規則は
マナーを守って、決められ
た場所で行きましょう。

京都市、市内各公演、市内各地区、南北、北区付近

5 「きょうと動画情報館」市政広報動画



タイトル シロくんとクロくんの
路上喫煙
絶対ノンノン！！
～京都観光編～

制作 同志社女子大学学芸学部
情報メディア学科

時間 3分40秒

配信開始 平成25年11月21日

過料処分件数について

路上喫煙等禁止区域では、路面標示や立看板等で標示するとともに、路上喫煙等監視指導員が巡回し、違反者に対しては過料の処分と徴収を行っている。

なお、過料処分件数は、路上喫煙等監視指導員の増員等による巡回体制の強化や路上喫煙等禁止区域の拡大等により増加してきたが、最近では減少傾向にある。

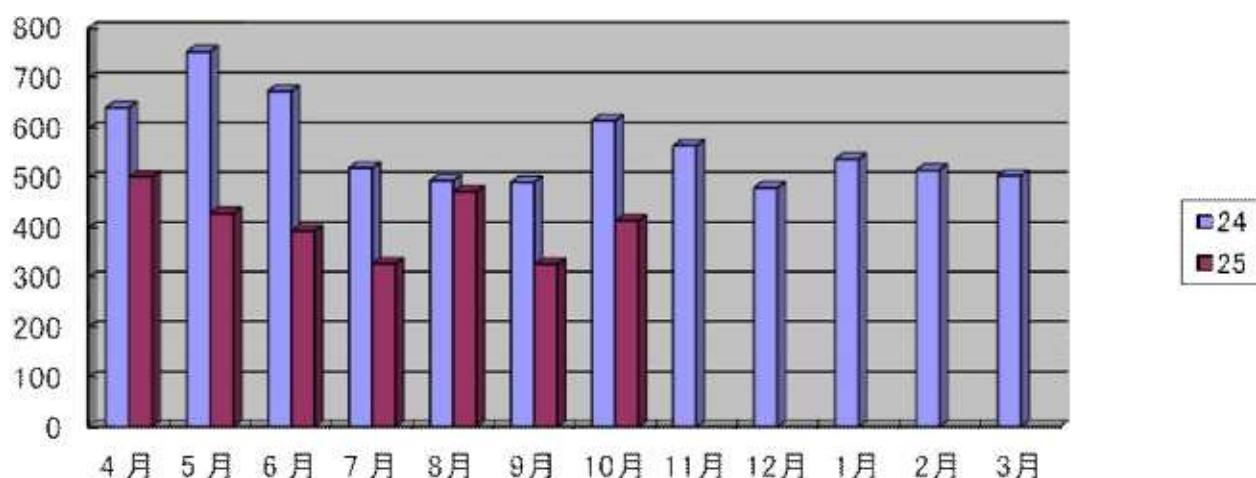
1 過料処分件数（年度別）

(平成25年10月31日現在)

年度	件 数(件)	備 考
平成20年度	480	H20.6.1 過料1千円の徴収を開始
平成21年度	391	
平成22年度	2,754	H22.7.1 「市内中心部10路線」を「御池通、河原町通、四条通及び烏丸通で囲まれた地域」に拡大
平成23年度	5,638	H24.2.1 「京都駅地域」及び「清水・祇園地域」を「路上喫煙等禁止区域」に指定
平成24年度	6,794	
平成25年度	2,867	
合 計	18,924	

2 過料処分件数（月別）

(※下図は、全地域の月別件数をグラフにしたもの。)



	地 域 名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2 4 年 度	全 地 域	642	754	674	520	494	491	616	565	480	538	516	504	6,794
	市内中心部	174	252	130	110	127	116	155	137	140	131	133	131	1,736
	京 都 駅	432	445	501	383	339	335	428	376	310	368	343	326	4,586
	清 水 ・ 祇 園	36	57	43	27	28	40	33	52	30	39	40	47	472
2 5 年 度	全 地 域	502	429	394	328	472	327	415						2,867
	市内中心部	119	122	128	97	102	94	205						867
	京 都 駅	340	279	240	214	334	209	166						1,782
	清 水 ・ 祇 園	43	28	26	17	36	24	44						218

資料 5

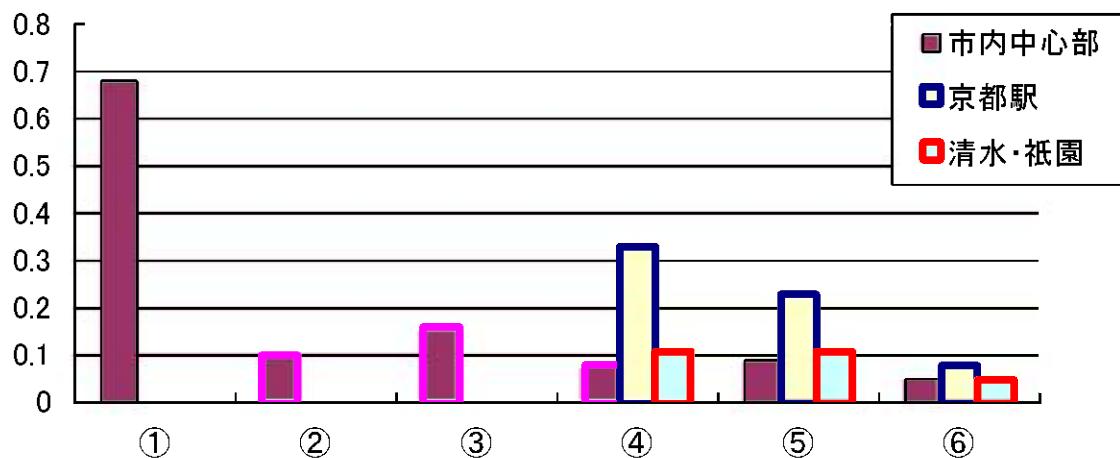
路上喫煙率について

※ 路上喫煙率

1時間当たりの通行者に占める喫煙者の割合

1時間当たりの通行者数と喫煙者数を、平日と休日の各1日、昼間と夕方に定点調査を行っている。

市内中心部では、平成22年7月に「御池通、河原町通、四条通及び烏丸通で囲まれた地域」を禁止区域に指定した後、路上喫煙率は一時上昇したが、3地域とも、禁止区域に指定する前と比べて減少している。



調査時期	市内中心部	京都駅地域	清水・祇園地域	備 考
① 平成19年7月～9月	0. 68			H19. 11. 1 「市内中心部10路線」を 「路上喫煙等禁止区域」に指定
② 平成20年8月	0. 10			H20. 6. 1 過料1千円の徴収を開始
③ 平成22年8月	0. 16			H22. 7. 1 「市内中心部10路線」 を「御池通、河原町通、四条通及 び烏丸通で囲まれた地域」に拡大
④ 平成23年12月	0. 08	0. 33	0. 11	H24. 2. 1 「京都駅地域」及び「清水・祇園 地域」を「路上喫煙等禁止区域」 に指定
⑤ 平成24年2月	0. 09	0. 23	0. 11	
⑥ 平成25年10月	0. 05	0. 08	0. 05	

喫煙場所の設置について

喫煙マナーの向上や、喫煙者と非喫煙者の共存の観点から、路上喫煙等による危険性がなく、周囲に配慮した喫煙場所の設置に取り組んでいる。

また、京都市以外が設置している喫煙場所についても、協力が得られたところについては、条例の趣旨を周知啓発するメッセージボードを設置している。

	設 置 場 所	供用開始日
1	四条西木屋町	西木屋町通四条上ル
2	新京極公園内	四条通寺町下ル東入 新京極公園内
3	清水坂観光駐車場	休憩所内
		北側緑地帯内
5	京都駅北口広場	京都駅バスターミナル東
6	東塩小路公園内	西洞院通塩小路下ル 東塩小路公園内
7	山科駅前	山科駅前バスロータリー北側

灰皿（新京極公園内）



メッセージボード（清水坂観光駐車場）



四条西木屋町



新京極公園内



清水坂観光駐車場 休憩所内



清水坂観光駐車場 北側緑地帯内



京都駅北口広場



東塩小路公園内



山科駅前



「たばこマナー向上活動団体」制度のモデル実施について

「路上喫煙はいけない。」との認識を更に広げていくため、市民や事業者等の団体による喫煙マナーの向上を図るための自主的な地域活動を支援・協働する「たばこマナー向上活動団体」制度を新たに創設し、団体の活動意欲や活動区域の属性（大学、商店街、駅前）などを考慮して3団体を認証し、平成24年度からモデル実施している。

団体名	立命館大学	伏見大手筋商店街振興組合	山科駅前セーフティネット (安朱自治連合会などで構成)
活動区域	立命館大学衣笠キャンパス内及び周辺	伏見大手筋商店街	J R 山科駅周辺
主な支援	のぼり、啓発物品（ポケットティッシュ）の作成 啓発活動への職員の派遣	懸垂幕、立看板、チラシ、 啓発物品（ポケットティッシュ）の作成 啓発事業への職員の派遣	懸垂幕、看板、路面シート、チラシの作成 啓発事業への職員の派遣 喫煙場所の設置
事業開始	平成25年1月21日	平成25年3月15日	平成25年3月27日



■山科駅前セーフティネット



■立命館大学



■伏見大手筋商店街振興組合



資料7

(参考)

「たばこマナー向上活動団体」制度モデル実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民及び事業者等が自主的に喫煙マナーの向上に取り組む「たばこマナー向上活動団体」（以下「活動団体」という。）制度のモデル実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動団体)

第2条 本制度の対象となる活動団体は、自主的に喫煙マナーの向上に取り組む市民及び事業者等の団体のうち、市長が団体の活動意欲、活動区域の状況その他の事情を考慮して適当と認めるものとする。

(主な活動区域)

第3条 活動団体が主に活動する区域は、当該活動団体が本制度に申込みをする際に申告した区域に基づき市長が定めるものとする。

2 活動団体が申告する区域の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 路上喫煙による迷惑や危険の度合いが大きい地域であること
- (2) 通行者及び利用者が多い区域であること
- (3) 区域が明確であること
- (4) 活動団体が所在し又は頻繁に活動できる区域であること
- (5) 活動団体の活動に対して、当該区域の市民・事業者の理解及び協力が得られること

(活動内容)

第4条 活動内容は、喫煙マナーの向上を目的とした啓発活動とする。なお、活動団体に対して、路上喫煙者に対する指導等の特別な権限は付与しないものとする。

(啓発活動支援物品)

第5条 活動団体が支給を申請することができる物品は、別表に掲げるもののうち、活動団体が必要と認めるものとする。

(活動申込)

第6条 本制度による活動を行おうとする活動団体は、所定の申込書（第1号様式）により市長に申込みを行うものとする。

2 市長は、第2条及び第3条の規定に基づき審査した結果、適当と認めた団体を活動団体として認証するものとする。

(支援申込)

第7条 活動団体は、支援を受けようとするときは、所定の申込書（第2号様式）により市長に提出しなければならない。

2 市長は、予算の範囲内で活動団体に対して支援を行うものとする。

3 支援の期間は、原則として、市長が認証した日から平成26年3月31日までを限度とする。

(活動報告)

第8条 活動団体は、毎年4月末までに、活動状況報告書（第3号様式）により市長に当該年度の活動内容について報告をするものとする。

(補則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、文化市民局市民生活部長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月29日から施行する。